

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8 月 8 日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社東京証券取引所グループ
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	( 03 ) 3666 - 1361
【事務連絡者氏名】	渉外広報部長 多賀谷 彰
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所グループ ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) 株式会社大阪証券取引所 ( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号 )

(注 1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社東京証券取引所グループをいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社大阪証券取引所をいいます。

(注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 6) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法への違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書中に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。

(注 7) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類の内容が優先するものとします。

(注 8) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注9) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 ) ( その後の改正を含みます。 ) 規則14 e - 5 ( b ) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月11日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 6 株券等の取得に関する許可等

##### (2) 根拠法令

##### (3) 許可等の日付及び番号

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第1【公開買付要項】

#### 6【株券等の取得に関する許可等】

##### (2)【根拠法令】

##### (訂正前)

###### 独占禁止法

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本件株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本件株式取得をすることができません(以下、株式の取得が禁止される期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、他の会社の株式の取得により一定の取引分野を実質的に制限することとなる場合には株式を取得してはならないと規定しており、公正取引委員会は、かかる規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(独占禁止法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。)。事前届出に係る株式の取得に関し、公正取引委員会が排除措置命令をしようとする場合には、原則として、当該事前届出受理の日から一定の期間(原則として事前届出受理の日から30日ですが、延長又は短縮されることもあります。以下「据置期間」といいます。)に、株式取得会社に対し、独占禁止法第49条第5項に規定される通知を行う必要があります(独占禁止法第10条第9項)。そして、公正取引委員会が、かかる通知をしないこととした場合、届出会社に対して、排除措置命令を行わない旨の通知書を交付するものとされています(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得について、平成24年1月4日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されました。公開買付者は、公正取引委員会による審査の過程において、前記「3. 買付け等の目的」の「(7) 独禁法上の問題解消措置」記載の問題解消措置を講じることを公正取引委員会に申し出ております。そして、公開買付者は、平成24年7月5日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、据置期間は、平成24年7月5日をもって終了しております。なお、本書提出時点において、本件株式取得に関する事前届出受理の日である平成24年1月4日から30日を経過しておりますので、本件株式取得の取得禁止期間も終了しております。

###### 法第106条の10第1項

公開買付者は、株式会社金融商品取引所である対象者を子会社としようとする者に該当するため、本件株式取得については、法第106条の10第1項により、あらかじめ、内閣総理大臣の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。

公開買付期間の末日の前日までに、内閣総理大臣から、本認可を受けることができなかった場合、又は内閣総理大臣から本認可を受けたが、公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公開買付者は、平成24年7月6日付で、内閣総理大臣に対し、本認可に関する正式な申請を行いました。なお、内閣総理大臣から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、訂正届出書を提出いたします。

##### (訂正後)

#### 独占禁止法

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本件株式取得に関する計画をあらかじめ届けなければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本件株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、他の会社の株式の取得により一定の取引分野を実質的に制限することとなる場合には株式を取得してはならないと規定しており、公正取引委員会は、かかる規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（独占禁止法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。事前届出に係る株式の取得に関し、公正取引委員会が排除措置命令をしようとする場合には、原則として、当該事前届出受理の日から一定の期間（原則として事前届出受理の日から30日ですが、延長又は短縮されることもあります。以下「据置期間」といいます。）に、株式取得会社に対し、独占禁止法第49条第5項に規定される通知を行う必要があります（独占禁止法第10条第9項）。そして、公正取引委員会が、かかる通知をしないこととした場合、届出会社に対して、排除措置命令を行わない旨の通知書を交付するものとされています（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得について、平成24年1月4日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されました。公開買付者は、公正取引委員会による審査の過程において、前記「3. 買付け等の目的」の「(7) 独禁法上の問題解消措置」記載の問題解消措置を講じることを公正取引委員会に申し出ております。そして、公開買付者は、平成24年7月5日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、据置期間は、平成24年7月5日をもって終了しております。なお、本書提出時点において、本件株式取得に関する事前届出受理の日である平成24年1月4日から30日を経過しておりますので、本件株式取得の取得禁止期間も終了しております。

#### 法第106条の10第1項

公開買付者は、株式会社金融商品取引所である対象者を子会社としようとする者に該当するため、本件株式取得については、法第106条の10第1項により、あらかじめ、内閣総理大臣の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることが必要となります。

公開買付者は、平成24年7月6日付で、内閣総理大臣に対し、本認可に関する正式な申請を行い、平成24年8月7日付で、本件株式取得について、本認可を取得いたしました。

( 3 ) 【許可等の日付及び番号】

( 訂正前 )

許可等の日付 平成24年 7月 5日 ( 排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる )

許可等の番号 平成24年 7月 5日付公経企第385号 ( 排除措置命令を行わない旨の通知書の番号 )

( 訂正後 )

— 独占禁止法

許可等の日付 平成24年 7月 5日 ( 排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる )

許可等の番号 平成24年 7月 5日付公経企第385号 ( 排除措置命令を行わない旨の通知書の番号 )

— 法第106条の10第 1 項

許可等の日付 平成24年 8月 7日 ( 内閣総理大臣の認可 )

許可等の番号 平成24年 8月 7日付金総第3328号